

## 鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託 仕様書

### I. 業務概要

#### 1 業務名

鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託

#### 2 業務の目的

銚田市では、鹿島灘海浜公園拠点化基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、鹿島灘海浜公園台地部に道の駅施設や周辺施設の整備を検討しているところである。本業務は計画条件の整理、施設内容及び施設規模の整理並びに駐車場概略レイアウトの検討等により、銚田の食等、地域特性を活かした競争力のある「道の駅」とするための基本計画の策定を行うものである。

#### 3 本委託の実施上の留意事項等

- (1) 本委託を受託した者（以下「受託者」という。）は、鹿島灘海浜公園拠点化事業（以下「本事業」という。）の基本計画策定に対し、基本構想を踏まえ、発注者の方針や意向を十分に理解し、関連する各分野における専門性の高い技術力を有する者を随時、適切に配置し、本委託に係る業務（以下「本業務」という。）にあたるものとする。
- (2) 受託者は、鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）における所定の条件を踏まえるとともに、本業務の実施にあたり、本事業に係る関係諸法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。また、本業務の遂行にあたり、必要な業務であると考えられるものに関しては、本業務に含まれるものとして遂行すること。

#### 4 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

### II. 業務仕様

仕様書に記載されていない事項は、発注者と受託者で協議し決定する。なお、これらに記載の無い事項で、本業務の性質上必要と思われるものは、発注者と受託者で協議し決定する。

#### 1 管理技術者の資格及び実績要件

##### (1) 管理技術者

##### ① 管理技術者

本業務の技術的管理を行うものとして、管理技術者を配置すること。また、所属する参加者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。かつ、技術士（総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画、又は道路））、技術士（建設部門（都市及び地方計画、又は道路））、RCCM（都市及び地方計画、又は道路）のいずれかの資格を有し、国又は地

方公共団体が発注する同種業務（実施要領4（2）①参照以下同じ）又は類似業務（実施要領4（2）①参照以下同じ）を受託し完了した実績があること。

## 2 業務を受託した場合の履行

受託者は、実施要領に基づき提出した業務実施体制により、当該業務を履行するとともに、業務提案書における提案事項については、実現に向けて問題点を検討し、問題点がある場合は改善策の提案を行うなど、発注者の承認を得て業務を遂行すること。

## 3 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成の上、発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。（仕様書等に定めのない業務計画については、協議事項とし、適宜追加するものとする。）なお、実施要領に基づき提出した配置予定の管理技術者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術を有する者であることの承認を発注者から得るものとする。

### （1）業務実施方針

本事業の実施方針

### （2）業務工程

業務工程計画の作成、打合せ計画の作成

### （3）業務実施体制

業務体制、組織計画、業務担当表、連絡体制、連絡先

### （4）配置技術者名簿

担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験等

### （5）その他

発注者が他に必要とする事項

## Ⅲ. 委託業務内容

基本構想及び既往調査等に基づき、鹿島灘海浜公園台地部の道の駅化に向けた諸条件や課題等を整理・検討し、基本計画を策定する。なお、整理・検討に際しては、茨城県で海浜部の活性化を検討しているため、その連携についても配慮する。

### 1 計画準備

基本構想の方針を踏まえ、検討手順、工程計画、計画条件及び調査内容等を記載した業務計画書を作成する。

### 2 計画条件の整理

基本構想の検討結果を基礎資料に、道の駅の要件を満たす基準や、参考となる類似事例（3駅程度）を整理する。

### 3 施設内容及び施設規模の整理

計画条件の基準や事例等を基礎資料に、駐車場の整備台数や、休憩施設、地域振興施設の概略施設内容及び面積等の概略施設規模を整理する。

### 4 駐車場概略レイアウト検討

施設内容及び施設規模を基礎資料に、駐車場の概略レイアウトを検討する。

具体的には、道路管理者と協議を行うための駐車マス及び車路等の配置概略案を検討す

る。

なお、交差点形状検討等の道路予備設計レベルの検討は含まない。

5 概算事業費の算出

施設内容及び施設規模に基づき、概算事業費を算出する。

試算にあたっては、一定の条件を設定し、1案に対し概算事業費を整理する。

6 報告書作成

検討経緯を業務報告書として作成する。

7 打合せ協議

業務着手時、中間1回、成果品納入時の計3回のほか、毎月1回程度オンライン会議も含めて打合せを実施する。但し、別途必要が生じた場合は随時協議の上、打合せを実施する。

また、打合せ協議の内容については、受託者が議事録を作成し、双方において確認するものとする。

#### IV. 成果品の提出

1 基本計画（案）

実施した業務内容を整理し、基本計画（案）として正副1部ずつ提出すること。

2 業務報告書

実施した業務内容を整理し、業務報告書として正副1部ずつ提出すること。

3 電子データ

上記1から3に掲げた各成果品のデータを以下のとおり整理し、CD-R又はDVD-Rに納め、正副1部ずつ提出すること。

(1) 各成果品のPDF形式データ

(2) PDF形式データの元となったデータ

① 文書等・・・Microsoft officeの各ソフト形式

② 写真・・・JPEG形式

③ 図面・・・SFC、DXF又はJWW形式

④ その他・・・発注者が求める形式

4 その他必要な成果品

#### V. 権利関係

1 本業務における成果品の取り扱い

(1) 成果品の著作権は市に帰属するものとする。ただし、これによりがたい場合は、委託者と受託者の協議により取扱いを定めるものとする。

2 著作権・知的財産権の使用

(1) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

(2) 上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。